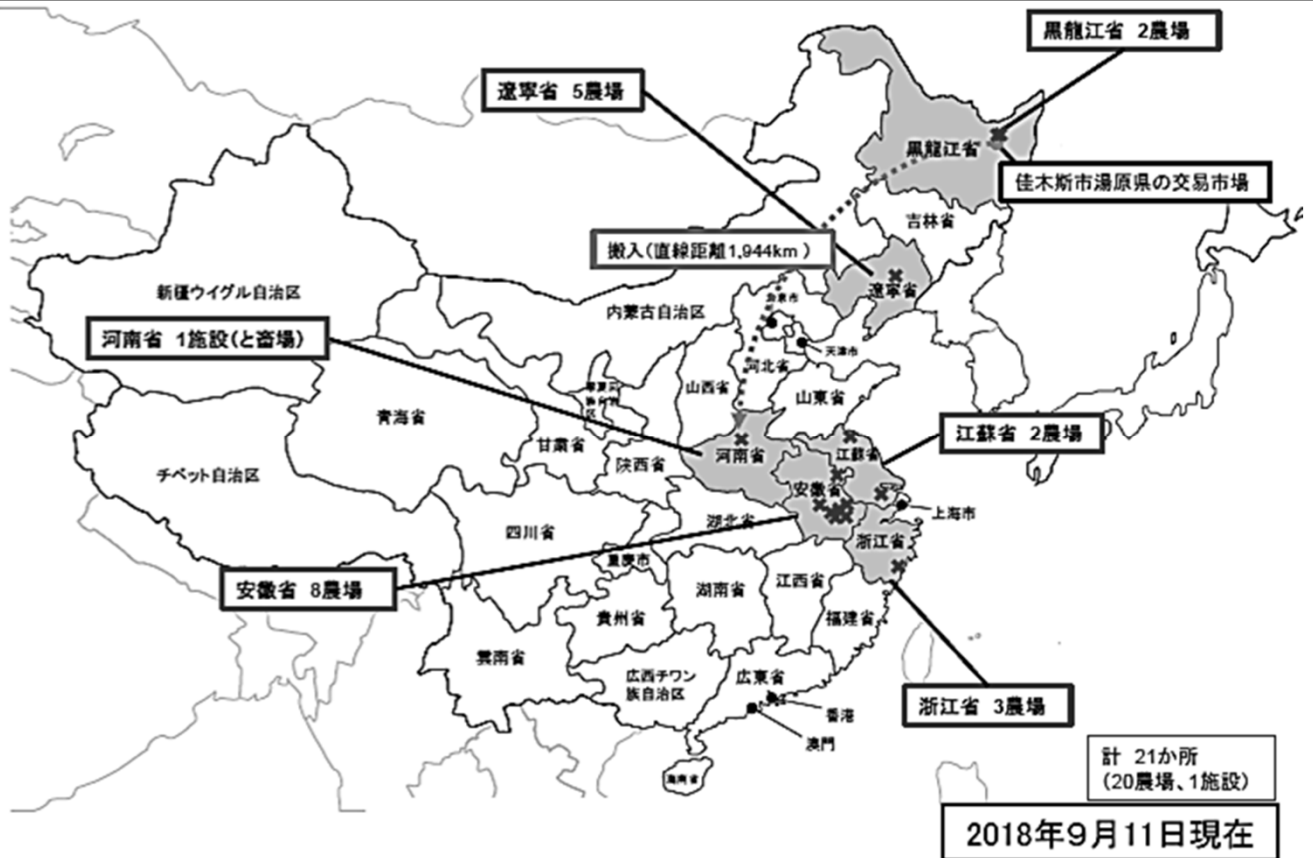


家畜衛生だより



平成30年9月第12号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

中国でアフリカ豚コレラ 21カ所目発生!



飼養衛生管理の再徹底を!

- 飼養衛生管理基準の再確認
- 発生地域への海外渡航の自粛
- 農場出入り車両及び人の消毒の徹底
- 海外からの荷物(衣服・靴・食料品等)を農場へ持ち込まない
→外国人研修生にも徹底させてください!
アフリカ豚コレラウイルスは、非加熱ハム・ソーセージや冷蔵肉の中で3~6か月間生存します。
- 野生動物を農場へ侵入させない
- 死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する

岐阜県の豚コレラに関する防疫措置は完了しました

【経緯】

9月9日	午前6時	殺処分開始
10日	午前5時	殺処分終了
11日	午前0時	死体埋却、汚染物品処理終了
	午前2時	農場消毒終了
	午後2時	防疫措置完了

疫学関連のある(堆肥場、と畜場、診療獣医師が同一)13農場について、豚コレラ陰性であることが確認されました。

野生イノシシへの対応について

岐阜県の発生農場から半径10kmの範囲内で確保された死亡イノシシから、豚コレラを否定できない結果がでたことから、当面の間、死亡した野生イノシシの検査を全国で行います。

死亡した野生イノシシの検査で豚コレラを否定できない結果となった場合、当該野生イノシシを確保した地点を中心とした半径10km以内の区域の全ての豚の飼養農場に対する立入り検査を行い、異常の有無の確認をします。

豚の健康状態には常に注意し、少しでも疑わしい症状があれば、速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡をお願いします！



東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください